

監査報告第3号
令和5年（2023年）8月21日

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 愛 須 一 史
同 高 橋 克 朋
同 福 田 浩 太 郎

令和5年度第1回定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 財務監査等（事務）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見 (要望) 事項	遵守
		収入	支出	財産	行政 運営	学校 運営	その他	合計		
危機管理局	危機管理部									2
総務局	行政部								2	2
	職員部		1	1				2		
子ども未来局	子ども育成部	1	1					2		2
	子どもの権利 救済事務局									
建設局	総務部				1			1	2	3
水道局	総務部		5	2				7	4	3
	給水部		4	3	1			8	6	
中央区	土木部		2		2			4	1	3
北区	土木部	1	3	1	2			7		3
西区	土木部		3		1			4		
8局（区）	11部	2	19	7	7			35	15	18

※ 「遵守」は基本的遵守事項を表す。

2 財務監査等（工事）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見 (要望) 事項
		設計	監理	事務	その他	合計	
環境局	環境事業部		3			3	
豊平区	土木部	1	1	1		3	
清田区	土木部		3			3	
南区	土木部		1			1	
4局（区）	4部	1	8	1		10	

財 務 監 査 等
(事務)

抜粋版

財務監査等（事務）報告書

令和5年度第1回定期監査（事務）の実施結果について、以下のとおり報告する。
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類 財務監査、行政監査

監査の対象

危機管理局	危機管理部
総務局	行政部、職員部
子ども未来局	子ども育成部、子どもの権利救済事務局
建設局	総務部
水道局	総務部、給水部
中央区	土木部
北区	土木部
西区	土木部

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、22ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和5年4月6日から同年7月3日まで

監査の結果

対象となった事務について、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。

第1 指摘事項

- 1 収入事務
(省略)
- 2 支出事務
(省略)
- 3 財産管理事務
(省略)
- 4 行政運営事務

(1) 公印使用に関する事務を適正に行うべきもの

【水道局給水部、中央区土木部、北区土木部、西区土木部】

公印使用に関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【水道局給水部】

- ア 公印使用簿を備えていないもの
- イ 公印使用簿への押印数や審査日の記載がないもの
【水道局給水部、中央区土木部、北区土木部、西区土木部】
- ウ 公印管理責任者等の承認を受けることなく公印が使用されているもの

こうした事務処理は、公印を適正に使用することに対する認識の欠如に起因すると考えられるが、公印は行政機関が発出する文書の内容の真正性を対外的に示すために使用されるものであることから、今後は関係規程を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 公文書の取扱いに関する事務を適正に行うべきもの

【建設局総務部、中央区土木部】

公文書の取扱いに関する事務において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

【建設局総務部】

- ア 支障物件調査業務の一部の業務委託において、受託者から提出された作業計画書を廃棄していたもの

【中央区土木部】

- イ 役務契約において、受託者より提出された報告書を紛失していたもの

こうした事務は、公文書に対する基本的な事務取扱に対する理解不足等に起因すると考えられるが、公文書は市民の知る権利を具体化するために必要な市民共有の財産であることから、今後は関係規程等を確認したうえで基本的な事項を理解し、組織内で事務処理における情報を共有して適切な管理に努められたい。

(3) 私設街路灯引継の事務を適正に行うべきもの

【北区土木部】

私設街路灯の引継ぎについては、私設街路灯引継要綱により、区長の決裁を受けて引継ぎの適否を決定することができることとされているところ、部長決裁にて決定されており、また、同要綱に定められた申請者への内定通知書による通知を行わず、申請者が電力会社に対して行う必要な手続きを、特段の同意等がないまま、土木部において代理で行っているものがみられた。

こうした事務処理は、関係規程等の理解が不十分であったことに起因すると考えられるが、今後は、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで、適正な事務の執行に努められたい。

第2 意見（要望）事項

（省略）

第3 基本的遵守事項

（省略）